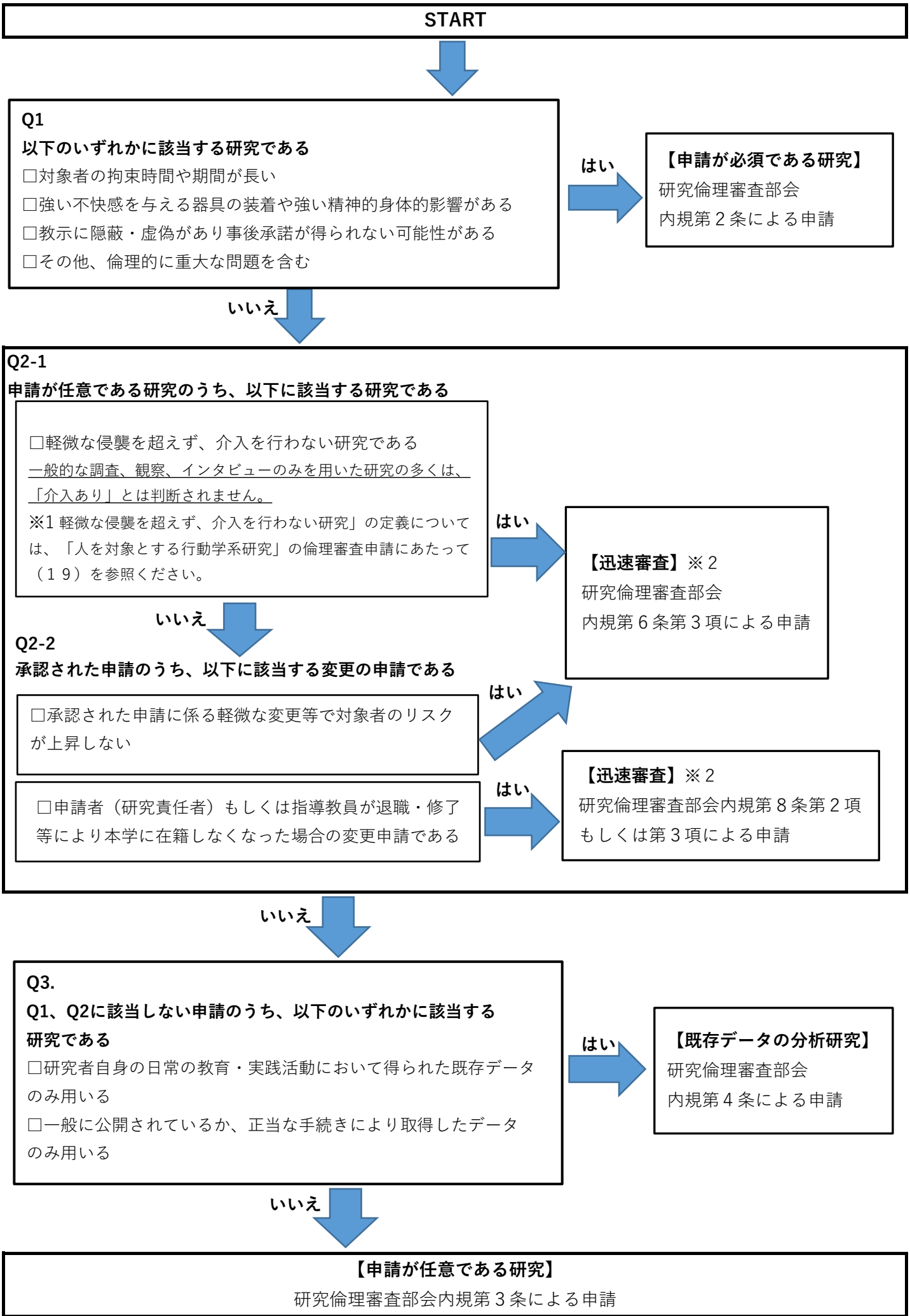


「人を対象とする行動学系研究」審査種別チャート



※1 「人を対象とする行動学系研究」の倫理審査申請にあたって」（一部抜粋）

(19)軽微な侵襲を超えず、介入を行わない研究（※）、または承認された申請に係る軽微な変更で対象者のリスクが上昇しないものについては、迅速審査を希望することができます。迅速審査を希望される場合、申請書の該当欄にチェックのうえ申請してください。

※「軽微な侵襲」とは、研究参加によって対象者の身体や精神に確定的に生じる危害のうち、より侵襲の程度が小さいものを指します。例えば、心的外傷に触れる質問により対象者が精神的苦痛を生じることが予想されるが、対象者にそのような質問が含まれることをあらかじめ知らせ、回答を拒否する自由が十分に保障されている質問紙調査などは「軽微な侵襲」に含まれます。「軽微な侵襲を超える侵襲」とみなされる研究の例としては、心的外傷に触れる質問によって対象者が精神的苦痛を生じることが確定的であり、回答を拒否する機会を十分に設けることが困難な質問紙調査や、意図的に緊張や不安などを与えて精神の恒常性を乱す研究が該当します。

「介入」とは、人の健康に関する事象に影響を与える要因を制御することです。例えば、休職中の労働者を対象とする研究で、心理療法を受ける群と受けない群に対象者をランダムに割り付ける場合は、「介入あり」と判断されます。また、対照群を設けずに介入群のみを設ける場合も含まれます。

一般的な調査、観察、インタビューのみを用いた研究の多くは、「介入あり」とは判断されません。

※2 迅速審査においても研究を承認するまでの手順は同じため、おおよそ最短で4週間を要します。
審査期間を短縮するために設定されているものではありません。